

役員が任期途中で退任する場合の退任・選任の時期、 任期及び会員登録に関する申し合わせ

理事及び監事（以下「役員」という。）が、任期途中で退任する場合の退任・選任の時期、任期並びに会員登録については、次のとおりとする。

1 退任の時期

- (1) 大学の定年退職等を理由に理事を退任する場合は、後任の役員を選任する総会の日とする。
- (2) 死亡又は特別の事由によって退任する場合は、その事由が生じた日とする。

2 後任の選任の時期及び任期

役員任期の始期は、法令により選任の日とされており、予め発令日を指定して選任することはできないので、後任者は前任者の退任後直近の定時総会（毎年6月）又は臨時総会において選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 会員登録

役員は、第二種会員として登録する。

4 申し合わせの改廃

この申し合わせの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この申し合わせは、平成24年10月16日から施行する。